

# 令和6年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します

## 全ての比率が国の基準内！

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政の健全性に関する比率である「健全化判断比率」「資金不足比率」を公表します。

実質赤字比率などの各指標（健全化判断比率）において、「早期健全化基準」及び「財政再生基準」が設けられており、早期健全化基準または財政再生基準を上回った場合には、財政運営の健全化を図るための計画を策定し、財政状況を改善していくことが求められます。また、公営企業においても、資金不足比率が「経営健全化基準」を上回った場合には、経営の健全化のための計画を策定し、経営状況を改善していくことが求められます。

令和6年度決算において、仁木町の全ての比率が「早期健全化基準」、「財政再生基準」及び「経営健全化基準」を下回りました。

### 〔Ⅰ 健全化判断比率〕

(単位：%)

指 標	仁 木 町	前年度（参考）	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	※1 ー	ー	15.00	20.00
②連結実質赤字比率	※2 ー	ー	20.00	30.00
③実質公債費比率	9.2	9.2	25.0	35.0
④将来負担比率	※3 ー	ー	350.0	

※1 実質赤字比率は、実質赤字額がない（黒字である）ため、「ー」で表示しています。

※2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がない（黒字である）ため、「ー」で表示しています。

※3 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、「ー」で表示しています。

### 〔Ⅱ 資金不足比率〕

(単位：%)

公営企業会計	仁 木 町	前年度（参考）	経営健全化基準
簡易水道事業会計	※4 ー	ー	20.00

※4 資金不足比率は、資金不足額がないため、「ー」で表示しています。

## 用語解説

### ○実質赤字比率

一般会計等（福祉、教育、まちづくり等の一般的な行政運営を行う会計）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

### ○連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、町全体の赤字の程度を指標化し、町全体としての財政運営の深刻度を示すものです。

### ○実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額やこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

### ○将来負担比率

一般会計の借入金（地方債）残高や将来負担しなければならない債務等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

### ○公営企業

地方公共団体が経営する企業活動のことを指します。主な公営企業に、水道事業、簡易水道事業、交通事業、病院事業などがあり、仁木町では簡易水道事業が該当します。

### ○資金不足比率

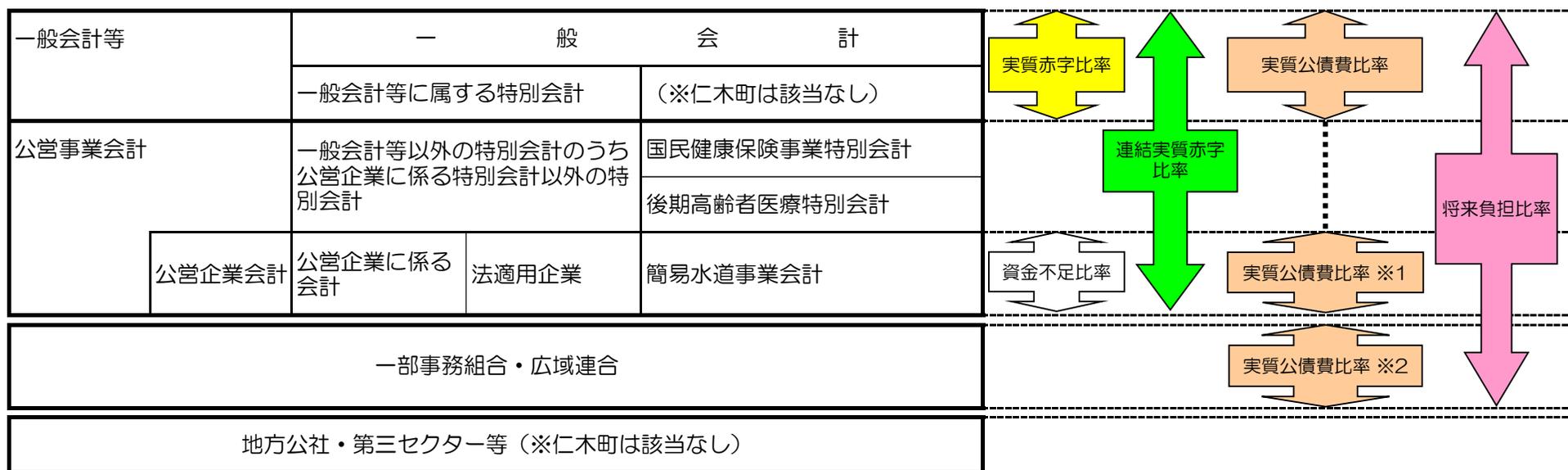
公営企業の資金不足（赤字）を公営企業の事業規模である営業収益等と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

### 【留意事項】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の財政指標は法定の指標であり、財政の健全化や再生の観点から地方公共団体の財政の実態を明らかにするための最低限のルールとなります。

したがって、各財政指標が早期健全化基準を下回れば財政運営上何ら問題がないということではなく、他の指標の活用も含め、今後も財政状況を的確に分析し自主的に必要な対応を行うなど、適切な財政運営に努めなければなりません。

## 〇仁木町の会計区分における健全化判断比率と資金不足比率のイメージ



※1 簡易水道事業会計は、準元利償還金（地方債の償還の財源に充てた一般会計からの繰入金）があり、算定の対象となります。

※2 北後志消防組合の会計（組合等が起こした地方債に対する負担金の額）が算定の対象となります。

※3 簡易水道事業会計は、令和6年度から「法適用企業」（地方公営企業法の適用を受ける企業）となりました。